

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和8年2月25日)

[件名]

- 「ぼうさいこくたい2026in鳥取」大会250日前イベント「中部地震10年展」及び機  
運醸成イベントの開催結果について  
(危機管理政策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第47報)  
(原子力安全対策課) … 3
- 島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画に係る中国電力の発言について  
(原子力安全対策課) … 10
- 令和7年度第3回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について  
(原子力安全対策課) … 11
- 消防用水等の確保に関する生コンクリート業界との協定締結について  
(消防防災課) … 12
- 県内サウナ施設の緊急自主点検結果について  
(消防防災課) … 14

## 危機管理部

# 「ぼうさいこくたい 2026in 鳥取」大会 250 日前イベント「中部地震 10 年展」 及び機運醸成イベントの開催結果について

令和 8 年 2 月 25 日  
危機管理政策課

鳥取県中部地震発災から 10 年の節目に開催される「第 11 回防災推進国民大会（ぼうさいこくたい 2026in 鳥取）」に向け、大会 250 日前イベント「中部地震 10 年展」を開催するとともに、開催地の倉吉市の関係者が一堂に会し、機運醸成イベントを開催しました。

## 1 中部地震 10 年展概要

- (1) 会 期 令和 8 年 2 月 9 日（月）から 15 日（日）まで
- (2) 内 容 中部地震関係のパネル・写真等の展示、「ぼうさいこくたい」紹介コーナー、  
「防災絵馬～復興・福興・福高から未来へ～」記入コーナー など



【中部地震 10 年展】



【ぼうさいこくたい紹介コーナー】



【防災絵馬記入コーナー】

## 2 機運醸成イベント概要

- (1) 日 時 令和 8 年 2 月 12 日（木）午前 10 時 30 分から 55 分まで
- (2) 場 所 打吹回廊 1 階 ショップスペース（「中部地震 10 年展」展示会場）
- (3) 主な出席者 平井知事、広田一恭 倉吉市長、山本敬 倉吉商工会議所副会頭、  
小林健治 倉吉銀座商店街振興組合理事長 他
- (4) 内 容 防災応援キャラクター「防災かみじろう・ことみ・らいと」お披露目、  
カウントダウンボード除幕、防災絵馬披露及び絵馬掛け

### (5) 発言概要

- 平井知事：本県の防災の取組や地域の絆の重要性を発信し、国全体で防災力を高める契機としたい。
- 広田市長：地域の絆や助け合いが中部地震からの復興に繋がった。この取組を全国に発信したい。
- 山本副会頭：大会を契機に地域の安全に対する意識や取組が加速することを期待。
- 小林理事長：「ありがとう、頑張ろう、忘れない」という気持ちで引き続き福興（復興）に取り組みたい。



【カウントダウンボード披露】



【防災絵馬を披露する平井知事】



【防災応援キャラクター  
（らいと・かみじろう・ことみ）】

## 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第47報）

令和8年2月25日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は1月21日）

### 1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

### 2 島根原子力発電所2号機

#### （1）第18回定期事業者検査

2月9日に原子炉を停止し、定期事業者検査が開始された。2月17日に2県6市担当者が検査状況（原子炉から燃料プールへの燃料移動作業）を現地で確認した。

また、第18回定期事業者検査開始にあたり、県、米子市及び境港市は1月21日に申入れを行い、中国電力から2月3日に回答を受けた。（添付1参照）

#### <定期事業者検査>

原子力発電所の各種機器の健全性を確認するため、法令に基づき1年に1回（13か月以内）原子炉を停止して、機器の点検を行うもの。第18回定期事業者検査は2月9日から9月4日までの予定で、原子炉本体の非破壊検査、原子炉冷却施設や制御棒の作動試験による機能検査等を行う。

#### （2）特定重大事故等対処施設（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

### 3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合26回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

1月23日及び2月12日に審査会合（25回目、26回目（非公開））が開催され、重大事故等対処施設の火災による損傷防止、原子炉制御室、緊急時対策所、通信連絡設備、大規模損壊への対応等について確認が行われた。

[中国電力の説明]

- ・火災防護対策を講じることで重大事故等に対処する機能が損なわれないこと。
- ・重大事故が発生した場合であっても運転員が原子炉制御室にとどまることができること。
- ・事故発生時に適切な措置をとるため、中央制御室から独立した場所に緊急時対策所を設けること。
- ・発電所内外との連絡通信設備として、有線系、無線系、衛星系による多様性を確保した設備を設けること。
- ・大規模な自然災害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発電所に大規模な損壊が発生した場合に備えて、手順書の整備、体制の整備、設備及び資機材の配備を行うこと。

[原子力規制委員会]

- ・特段の指摘事項なし。

### 4 原子力安全顧問等による島根原子力発電所2号機の確認

原子力安全顧問等が、特別な監視の一環として島根2号機の運転状況や定期事業者検査等について現地で確認した。

- (1) 日時 2月18日(水) 午前10時30分～午後3時15分  
(2) 場所 島根原子力発電所2号機  
(3) 確認者 原子力安全顧問6名(藤川顧問、牟田顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問、梅本顧問)  
自治体職員(鳥取県4名、米子市1名、境港市1名)

(4) 確認内容等

ア 確認施設等

- ・島根2号機原子炉建物(原子炉から燃料プールへの燃料移動作業等)、タービン建物

イ 顧問からの主な意見

(セキュリティ対策)

- ・発電所への入城が厳格であり、セキュリティ対策が講じられていることを確認した。  
(定期事業者検査)
- ・久しぶりの定期事業者検査であり、協力会社も含めて初めての作業員も多いと思う。分からないことを聞ける環境にするよう注意して欲しい。特に協力会社の作業員と、それぞれの立場から意見が言える雰囲気づくりに努めてもらいたい。
- ・決められた作業を行うのは大丈夫であると思うが、想定外への対応に力量が問われる。
- ・どんなに注意をしてもミスは起こるものである。その後の対応をどうするかが大切という意識付けなど、安全文化の醸成に努めること。

## 5 島根原子力発電所2号機主変圧器冷却ファン中継端子台における火災

2月7日、島根2号機の主変圧器冷却ファン中継端子台(屋外、放射線管理区域外)において焦げ跡が確認され、鳥取県は直ちに安全協定に基づく立入調査(米子市と境港市の職員が同行)を行った。事案の発生状況、環境への影響がなかったこと等を確認し、原因究明と再発防止を口頭で申し入れるとともに、2月9日に改めて文書で申し入れた。

(1) 事案概要

ア 発生日時 2月7日(土) 午後8時25分頃

イ 発生場所 島根2号機主変圧器冷却ファン中継端子台(放射線管理区域外)

ウ 経過

2月7日(土)

- 20:05 警報発報
- 20:25 中国電力社員が焦げ跡を確認
- 20:38 中国電力から松江市消防本部へ通報
- 21:00 中国電力から事案の連絡(第1報)
- 22:05 松江市消防本部が火災と判断
- 23:37 中国電力から事案の連絡(第2報)

2月8日(日)

- 3:10 立入調査の実施(4:10 終了)



当該中継端子台

(2) 立入調査

ア 調査日時 2月8日(日) 午前3時10分から4時10分

イ 立入者 鳥取県職員(米子市と境港市の職員が同行。島根県は別途実施)

ウ 調査結果 火災の現場を確認し、中国電力から発生の経緯や今後の対応等を聞き取り。

- ・冷却ファン中継端子台の端子接続部に1cm×1cmの焦げ跡。
- ・この火災によるプラント及び外部環境への影響並びに負傷者はない。
- ・原因究明と再発防止を口頭で申し入れた。

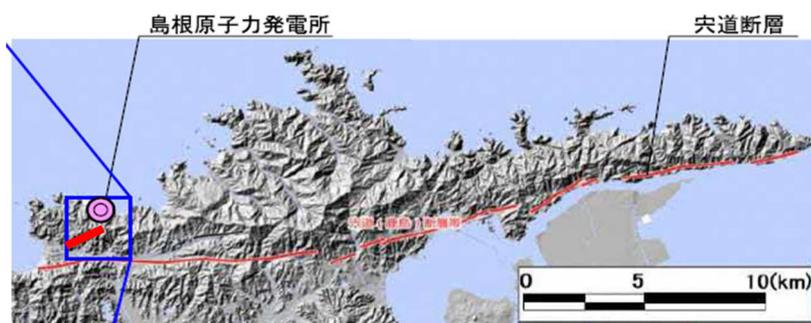
### (3) 中国電力への申し入れ

当日の立入調査で口頭により申し入れたが、島根2号機の再稼働後、昨年の新燃料転倒事案をはじめ、中国電力の安全管理に対する信頼を揺るがす事案が散発しているとして、改めて知事・両市長連名で2月9日に文書で申し入れた。(添付2参照)

## 6 島根原子力発電所敷地南側推定活断層(新知見)の公表に伴う地質調査の実施

令和8年1月に国内の活断層をまとめた文献「日本の活断層総覧」が刊行され、島根原子力発電所の敷地南側に新たに推定活断層(地形的な特徴から活断層の存在が疑われるが、明確には特定できないもの)が示された。

中国電力は過去の詳細な調査で当該箇所に活断層は認められないと評価して島根2号機の原子炉設置変更許可を受けているが、さらなるデータ拡充のため2月10日から追加調査(地質調査)を開始した。



推定活断層の位置(宍道断層との位置関係)



推定活断層の位置(敷地周辺)

### 【添付資料】

添付1 島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施について(申し入れ)[鳥取県・米子市・境港市]

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施について(ご回答)[中国電力]

添付2 島根原子力発電所に係る安全対策について(通知)[鳥取県・米子市・境港市]

第202500250079号  
防起第2164号-1  
発境防第1020号  
令和8年1月21日

中国電力株式会社

常務執行役員 島根原子力本部長 三村 秀行 様

鳥取県危機管理部長 浜田 定則  
(公印省略)

米子市総務部長 藤岡 真美  
(公印省略)

境港市総務部長 黒見 政之  
(公印省略)

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施について (申入れ)

令和8年1月8日付島原本広第475号により連絡があった第18回定期事業者検査の実施に関して、下記のとおり申し入れます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 2 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 3 燃料の取扱いについては慎重に行い、放射線管理を厳重に行うこと。
- 4 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従って厳重に処理し、周辺環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じること。
- 5 定期事業者検査期間中に行う検査や工事については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 6 過去のトラブル等について、再発防止対策の水平展開を徹底し、協力会社も含めた関係者の継続的な意識向上を図ること等により、再発防止に努めること。
- 7 他の発電所等で発生したトラブル等について、事例教育などによる情報の共有を行い、同様なトラブル等発生の予防に努めること。
- 8 点検等で異常な傾向が認められた場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 9 今回の定期事業者検査で予定されている原子炉圧力容器他に対する非破壊試験等により採取されるデータは、今後、島根原子力発電所2号機の40年を超える運転の検討・検証の判断材料になることから、試験等の実施について適正かつ正確に行うこと。
- 10 定期事業者検査の状況については、県民に分かりやすく情報提供を行うこと。

島原本広第514号  
2026年2月3日

鳥取県危機管理部長  
浜田定則様

中国電力株式会社  
常務執行役員  
島根原子力本部長 三村秀行

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当発電所の運営に対し、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年1月21日付け第202500250079号でご要請のありました標記につきましては、次のような措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施いたします。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 定期事業者検査の実施にあたっては、住民の安全確保および環境の保全を図ることを最優先に、周辺環境に影響が及ぶことのないよう、定めた計画に基づき安全かつ遺漏なく実施します。
2. 定期事業者検査の作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を実施するとともに、全ての放射線業務従事者について、法令の定めるところに従うことはもとより、十分な教育ときめ細かな管理を行うなど、被ばく低減に万全を期します。
3. 燃料の取扱いにあたっては、厳重な放射線管理のもと慎重かつ確実に実施します。  
また、取替えた使用済燃料は、再処理されるまでの間、厳重な管理のもとで保管します。
4. 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従い適切に処理するとともに、周辺環境に影響が及ぶことがないよう厳重に管理します。
5. 定期事業者検査期間中に行う検査および工事については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不適合管理を適切に実施します。
6. 過去のトラブル等について、再発防止対策について水平展開を徹底し、協力会社も含め関係者の継続的な意識向上を図り、再発防止に努めます。
7. 他社の発電所等で発生したトラブル事象について、社内で情報共有を行うとともに、必要な対応を検討することで同様なトラブルが発生しないように努めます。
8. 定期事業者検査において、異常を確認した場合は、遅滞なく適切な措置を講ずる

とともに、その内容について速やかに報告します。

9. 特別点検に向けたデータ採取について、試験およびデータ採取等を適正かつ正確に行います。
10. 定期事業者検査の実施状況については、様々な機会を通じて分かりやすくご説明するように努めます。

以 上

第202500272383号  
防起第2400号-1  
発境防第1127号  
令和8年2月9日

中国電力株式会社  
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治  
(公印省略)  
米子市長 伊木 隆司  
(公印省略)  
境港市市長 伊達 憲太郎  
(公印省略)

#### 島根原子力発電所に係る安全対策について（通知）

島根原子力発電所2号機の再稼働後、昨年の新燃料転倒事案をはじめ、中国電力の安全管理に対する信頼を揺るがす事案が散見されており、また2月7日には島根2号機主変圧器冷却ファン中継端子台における火災が発生したことを踏まえ、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義に、緊張感をもって慎重に対応に当たることを強く求める。

#### 記

- 1 協力会社を含め全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、徹底した原因究明を行い、実効的な再発防止に取り組むこと。
- 2 このたびの事案に対する原因の究明状況及び再発防止対策の実施状況等の対応状況について積極的に情報公開し、県民に分かりやすく説明するとともに、本事案と同様の事案が発生するおそれがないかなど、全社的に改めて水平展開し、確認を徹底すること。

## 島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画に係る中国電力の発言について

令和8年2月25日

原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について、中国電力株式会社が松江市に対して「2029年度に開始する想定」と発言したことについて、本県の対応等その経緯について報告します。

### 1 中国電力によるプルサーマル計画に係る発言（2月12日（木））

松江市議会島根原子力発電対策特別委員会での説明に先んじて行われた中国電力と上定市長との面談において、中国電力から、一定の前提で考えるとプルサーマル発電の開始については、2029年度を想定していると発言。同委員会でも同様の説明を実施。

### 2 中国電力の発言を受けての対応等

- ・ 2月12日（木） 平井知事が囲み取材において遺憾の意を表明  
※中原副知事から中国電力北野副社長に対して電話で抗議の旨を伝達
  
- ・ 2月16日（月） 中国電力中川社長が平井知事に電話で謝罪  
（謝罪の概要）
  - ・ スケジュールありきのように表現したことは謝罪する。
  - ・ いまだ説明がなされていない鳥取県、米子市、境港市に対し、今後、真摯に説明する。
  
- ・ 2月18日（水） 経済産業省資源エネルギー庁から中国電力に対し指導  
※資源エネルギー庁の久米電力・ガス事業部長から、中国電力中川社長に対して電話で口頭指導

## 令和7年度第3回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について

令和8年2月25日  
原子力安全対策課

島根原子力発電所3号機における新規規制基準適合性審査状況について、専門的な観点から審議、確認していただくため、原子力安全顧問会議を開催しました。

1 開催日時 2月20日（金）午前9時30分～11時

2 開催場所 県庁災害対策本部室 ※web併用

### 3 出席者

(1) 県原子力安全顧問（17名中11名出席）

北田顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、望月顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問、梅本顧問

(2) 中国電力株式会社

(3) オブザーバー

米子市、境港市

### 4 内容及び顧問の主な意見

(1) 内容

ア 概要

原子力規制委員会において島根3号機の新規制基準適合性審査の議論が概ね収束した審査項目について審議した。（3号機関連の顧問会議としては2回目。）

イ 中国電力の説明

(ア) 火山影響評価

・火山灰の影響によって施設の安全性を損なわない設計であること。

(イ) 火災

・内部火災及び外部火災（森林火災、危険物貯蔵施設の火災等）に対して火災防護対策を講じることで原子力発電所の安全機能が損なわれないこと。

(ウ) 竜巻

・最新知見を抽出した結果、既許可評価に変更がないこと。

・想定する竜巻（最大風速 92m/s）に対して、竜巻防護対策、飛来物発生対策により竜巻や飛来物によって原子力発電所の安全機能が損なわれないこと。

(エ) 内部溢水

・配管の破損や消火水の放水等による内部溢水に対して、溢水防護対策を講じることで原子力発電所の安全機能が損なわれないこと。

(2) 顧問の主な意見

・火山灰による影響について、降灰後の火山泥流による施設への加重を考慮しているか。

→（中国電力）ホイールローダーで降下火砕物の除去を行う対応手順としている。

・火災到達時間が最短と評価された森林火災の発火点は2号機と3号機の場所の違いを考慮しているのか。

→（中国電力）ご指摘のあった地点は山の形状や風向き、2号機と3号機の場所の違いを考慮した上で設定している。

・放射性物質を含む液体が放射線管理区域内で漏洩した場合の作業内容や装備等について説明してほしい。

→（中国電力）社内の放射線管理手順に沿って対応する。具体的には除染したり、可搬型ポンプで回収しタンクに移送すること等を想定している。

・燃料プールのスロッシングに伴う溢水評価について、南海トラフ沿い巨大地震が発生した場合の長周期地震動による影響評価を行ったほうがいいのか。

→（中国電力）周期が大きくなる長周期地震動に対する評価については社内に持ち帰って検討したい。

# 消防用水等の確保に関する生コンクリート業界との協定締結について

令和8年2月25日

消防防災課、技術企画課

県内で大規模な林野火災等が発生した際に複層的に水利を確保するとともに、水害時等には砕石等の応急対策用資材を確保できる体制を整備するため、鳥取県生コンクリート工業組合の立会のもと、鳥取県、各市町村（市長会・町村会）、各消防局（一部事務管理組合、広域連合）及び県内の生コンクリート協同組合・事業者の15者で、消防用水等の確保に関する協定を締結しました。

## 1 協定締結式の概要

(1) 日時 令和8年2月4日(水)午後3時30分から4時まで

(2) 場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

(3) 出席者

### <要請側6者>

・鳥取県	知事	平井 伸治	
・鳥取県市長会	会長	深澤 義彦	
・鳥取県町村会	会長	白石 祐治	※Web 参加
・鳥取県東部広域行政管理組合	管理者	深澤 義彦	
・鳥取中部ふるさと広域連合	広域連合長	広田 一恭	※Web 参加
・鳥取県西部広域行政管理組合	副管理者	伊澤 勇人	※Web 参加

### <協力側8者>

・鳥取県東部地区生コンクリート協同組合	代表理事	高橋 哲夫	
・鳥取県中部地区生コンクリート協同組合	理事長	大島 雅広	
・米子地区生コンクリート協同組合	理事長	庄司 尚史	
・鳥取生コンクリート株式会社	代表取締役	田中 恒夫	
・YAHATA株式会社	代表取締役	中山 忠雄	
・八頭生コン株式会社	代表取締役	西田 正人	
・八幡生コン株式会社	代表取締役	山本 知幸	
・サワタ建設株式会社	総務部次長	木下 創介	※Web 参加

### <立会人1者>

・鳥取県生コンクリート工業組合	代表理事	山根 正樹	
-----------------	------	-------	--

### <同席>

・鳥取県消防長会	会長	鹿田 幸人	
・鳥取県	危機管理部長	浜田 定則	
	県土整備部長	吉野 睦	



協定締結式の様子

## 2 協定概要

鳥取県内において火災、風水害、地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、市町村又は消防局が生コンクリート協同組合等に対し、以下の協力を要請することができる。

### 【協力要請内容】

- ① 林野火災等におけるコンクリートミキサー車での用水の運搬及び供給
- ② 水害時等の砂・砕石等の応急対策用資材の提供
- ③ その他事業者が確保可能な応急対策用資材の提供

## 3 今後の取組

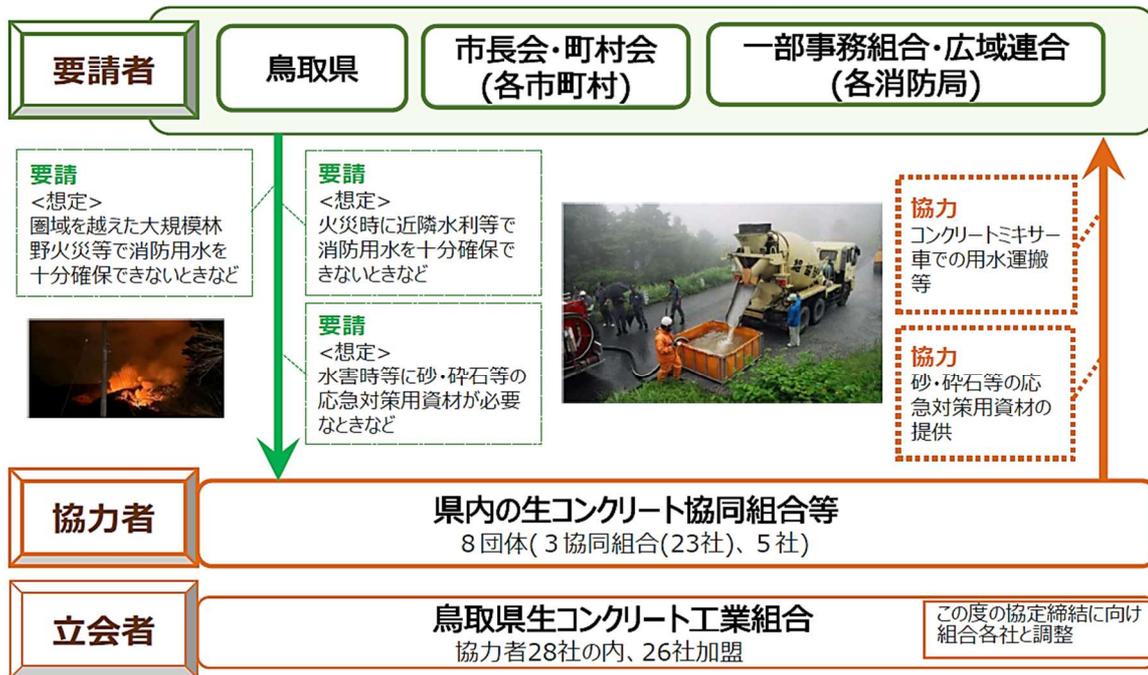
- (1) 円滑な連携確保のため、要請手順、連絡体制を定めた実施要領を策定
- (2) 用水の確保等を円滑に実施するため、担当者連絡会を開催し、平時から訓練を実施

# 消防用水等確保に関する協定の概要

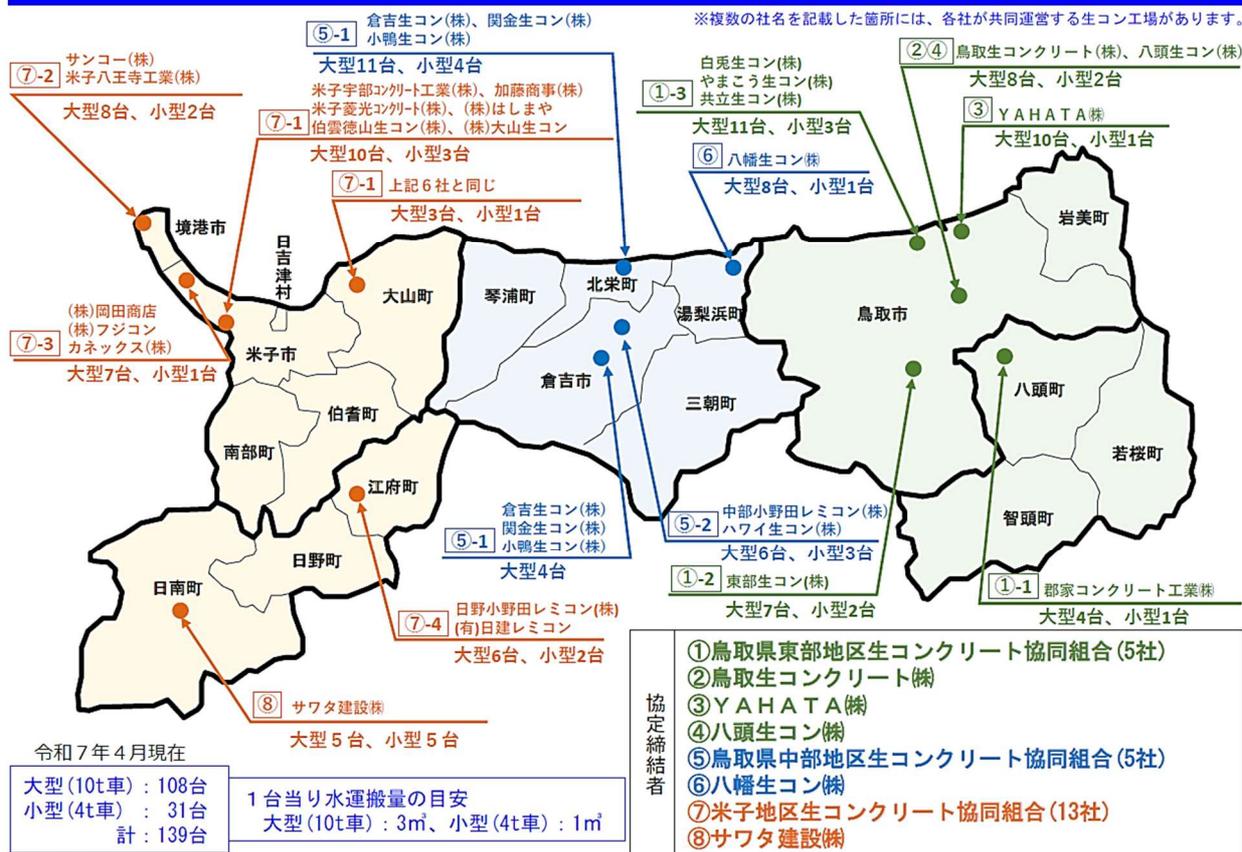
## 【協定による協力要請の内容】

- ① 林野火災等におけるコンクリートミキサー車での用水運搬等
- ② 水害時等における砂・砕石等の応急対策用資材の提供

- ◆ 全県を網羅し、圏域を越えた火災等に機動的に対応可能
- ◆ 林野火災での消防水利の確保



# コンクリートミキサー車 県内配備位置図



## 県内サウナ施設の緊急自主点検結果について

令和8年2月25日  
くらしの安心推進課・消防防災課

令和7年12月15日に東京都で発生したサウナ事故を踏まえ、県ではサウナ施設を有する施設に対して12月25日付けで安全管理の自主点検を依頼するとともに、個室サウナについては各消防局と合同で現地調査を行いましたので、その結果について報告します。

なお、東部圏域の施設については、鳥取市に点検結果の確認等の実施を依頼したものです。

### 1 実施期間

令和7年12月26日～令和8年1月27日

### 2 対象施設（鳥取市所管の東部圏域における施設を含む。）

93施設（消防局への届出、公衆浴場又は旅館業の台帳等により把握した施設）

- ・現に使用されているサウナ施設 72施設（うち個室サウナ21施設）
- ・テントサウナ 4施設（簡易な設備であるため点検対象外）
- ・サウナ施設の使用なし又は休業中 17施設

### 3 点検項目

- ①サウナ施設のドアノブや扉の開閉状態の確認
- ②緊急呼出ボタンや非常ベル等の通電状態及び作動確認
- ③従業員による安全管理の徹底

### 4 現に使用されているサウナ施設（72施設）の自主点検結果（ ）は鳥取市所管の施設数。内数。

	①ドアノブ式の扉がある施設	②非常ベル等が設置されていない施設	③従業員による安全管理の徹底が不十分な施設
個室サウナ (21施設)	1施設 (0)	15施設 (4施設)	1施設 (1施設)
個室でないサウナ (51施設)	2施設 (0)	7施設 (3施設)	-
合計	3施設 (0)	22施設 (7施設)	1施設 (1施設)

### 5 自主点検結果を受けた対応

#### (1) 県及び鳥取市の対応

ドアノブのある施設は3施設であり、いずれの施設も非常ベルが設置され、外部との連絡が可能な状況であったことから、サウナ施設への閉じ込めの危険性が高いと判断される施設はなかった。

なお、ドアノブのあった3施設に対しては、ドアの改修を助言した。

従業員による安全管理の徹底が不十分であった1施設（鳥取市所管）に対しては、鳥取市より緊急時の連絡手段（通話機器等）の点検及び管理、緊急連絡を受けた際の従業員の駆けつけ体制の確保、火災や利用客の体調急変を想定した対応手順の確認・従業員への周知を依頼している。

#### (2) 国の対応

厚生労働省は、都道府県（保健所設置市含む。）に対し、サウナ施設（個室以外も含む）を設置する旅館業及び公衆浴場業のドアノブ設置状況等を確認し報告するよう通知しており、全国の報告状況によっては、公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例で基準を定める際の参考となる衛生等管理要領の改正等を検討する方針としている。

#### 【参考】東京都のサウナ火災事故の概要

12月に東京都赤坂の個室サウナで、夫婦2人が閉じ込められて死亡した。この事故ではサウナ室のドアノブが外れて出られなくなったこと、非常ベルの電源が切られていたことが問題とされている。